

○内閣府
経済産業省 令第四号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第六十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十二条の二第三項及び第五項並びに第四十二条の三並びに第四十四条第二項の規定に基づき、国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

経済産業大臣 萩生田光一

国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令

国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令（平成十四年
内閣府
経済産業省 令第四

号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>国際物流拠点産業集積措置実施計画及び特定国際物流拠点事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令</p> <p>(国際物流拠点産業集積措置実施計画の添付書類)</p> <p>第一条 沖繩振興特別措置法（以下「法」という。）第四十二条の二第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類）</p> <p>二 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における貸借対照表）</p> <p>（認定国際物流拠点産業集積措置実施計画の概要の公表）</p> <p>第二条 法第四十二条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定に係る国際物流拠点産業集積措置実施計画（同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置実施計画をいう。以下この条において同じ。）の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 当該認定の日付</p> <p>二 国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定番号</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令</p> <p>「条を加える。」</p> <p>「条を加える。」</p>

三 認定事業者（法第四十二条の二第六項に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）の名称

四 認定国際物流拠点産業集積措置実施計画（法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画をいう。次条において同じ。）の概要（法第四十二条の二第六項の変更の認定をしたときは、当該変更の概要）

（報告書の提出時期及び手続）

第三条 法第四十二条の三の規定による報告は、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置（法第四十二条の二第一項に規定する国際物流拠点産業集積措置をいう。以下この項及び次項において同じ。）の実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前事業年度の認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置の実施状況

二 前事業年度の収支決算

三 前事業年度の認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置の用に供する機械及び装置並びに建物及びその附属設備の取得等に関する実績

2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された国際物流拠点産業集積措置を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定事業者に対して、当該国際物流拠点

「条を加える。」

産業集積措置を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定事業者に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

(事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類)

第四条 法第四十三条第一項の認定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

〔一〕四 略〕

2 〔略〕

(倉庫の規模、構造及び設備)

第五条 〔略〕

2 令第四条の二第七号の主務省令で定める構造は、次の各号に該当するものとする。

〔一〕四 略〕

五 仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点(法第三条第十一号に規定する国際物流拠点をいう。第四条の二及び第五条において同じ。)において積み込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造

3 〔略〕

(事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類)

第一条 沖縄振興特別措置法(以下「法」という。)第四十三条第一項の認定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

〔一〕四 同上〕

2 〔同上〕

(倉庫の規模、構造及び設備)

第二条 〔同上〕

2 令第四条の二第七号の主務省令で定める構造は、次の各号に該当するものとする。

〔一〕四 同上〕

五 仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造

3 〔同上〕

(認定事業の開始等の届出)

第六条 「略」

2 「略」

(令第二十一条第二項第二号に規定する主務省令で定める場合及び期間)

第七条 令第二十一条第二項第二号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

「一・二 略」

(円滑かつ効率的な物資の取扱いに資する施設又は設備)

第八条 令第二十一条第二項第四号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

「一・二 略」

2 令第二十一条第二項第五号の主務省令で定める施設又は設備は、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の保管、検査、修理及び荷造りのための施設又は設備であつて、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたものとする。

(法第四十四条第一項の認定に係る申請書の記載事項及び添付書類)
第九条 令第二十一条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(認定事業の開始等の届出)

第三条 「同上」

2 「同上」

(令第二十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合及び期間)

第四条 令第二十一条第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する主務省令で定める期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

「一・二 同上」

(円滑かつ効率的な物資の取扱いに資する施設又は設備)

第四条の二 令第二十一条第二項第三号の主務省令で定める施設又は設備は、次のとおりとする。

「一・二 同上」

2 令第二十一条第二項第四号の主務省令で定める施設又は設備は、国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の保管、検査、修理及び荷造りのための施設又は設備であつて、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に設置されたものとする。

(特別事業認定に係る申請書の記載事項及び添付書類)
第五条 令第二十一条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 法人の設立時期、特定国際物流拠点事業の種類、事業計画、常時使用する従業員の数、令第二十一条第二項第六号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数その他事業に関し必要な事項

三 「略」

2 「略」

(法第四十四条第一項の認定に係る事業の開始等の届出)

第十条 令第二十二條第二項の規定による届出をしようとする認定法人

(法第四十四条第二項に規定する認定法人をいう。以下同じ。)は、認定特定国際物流拠点事業(法第四十四条第二項に規定する認定特定国際物流拠点事業をいう。以下この項並びに第十二条第一項及び第二項において同じ。)を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、認定特定国際物流拠点事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、認定特定国際物流拠点事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 前項の認定法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出)

第十一条 令第二十二條第三項の規定による届出をしようとする認定法

一 「同上」

二 法人の設立時期、法第四十三条第一項の認定を受けた事業の種類、事業計画、常時使用する従業員の数、令第二十一条第二項第五号に規定する事業所において行う業務の内容、当該事業所において業務に従事する従業員の数その他事業に関し必要な事項

三 「同上」

2 「同上」

(特別事業認定に係る事業の開始等の届出)

第六条 令第二十二條第二項の規定による届出をしようとする特別事業

認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

2 前項の特別事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(本店又は主たる事務所の所在地に変更があったとき等の届出)

第七条 令第二十二條第三項の規定による届出をしようとする特別事業

人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一 当該認定法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

二 当該認定法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなったときに該当する場合 当該認定法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなった年月日及び理由

三 令第二十一条第二項第三号から第七号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合 当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

(報告書の提出時期及び手続)

第十二条 法第四十四条第二項の規定による報告は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

一 前事業年度の認定特定国際物流拠点事業の実施状況

二 前事業年度の収支決算

2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定特定国際物流拠点事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定法人に対して、当該認定特定国際物流拠点事業を適正に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

認定を受けた法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

一 当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に変更があったときに該当する場合 次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

二 当該法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなったときに該当する場合 当該法人の常時使用する従業員の数が十五人に満たなくなった年月日及び理由

三 令第二十一条第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなった場合 当該要件に該当しなくなった年月日及び理由

〔条を加える。〕

3 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定法人に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第十七条第一項の規定により沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）第十七条に規定する申請書の提出があつたものとみなされた者であつて、沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第四十三条第一項の認定を受けたもの（当該認定に係る事業を当該認定の日より前から行っているものに限る。）に対するこの命令による改正後の国際物流拠点産業集積地域の区域内における国際物流拠点産業集積措置実施計画及び事業の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令（以下「新命令」という。）第六条第一項（認定事業を開始しようとする場合の届出に限る。）の規定の適用については、法第四十三条第一項の認定を受けた日において新命令第六条第一項に規定する届出書の提出があつたものとみなす。ただし、内閣総理大臣又は経済産業大臣が届出書の提出が必要と認めるときは、この限りでない。